軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法について

要支援１・２及び要介護１の軽度者（自動排泄処理装置については要介護２および要介護３も含む）の方は、次の福祉用具の種目について、原則、保険給付の対象外となり福祉用具貸与費を算定できません。

　ただし、例外給付の対象になる場合には、福祉用具貸与費を算定することができます。

　〔原則として保険給付の対象外となる種目〕

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、

体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）、

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引機能のものを除く）

１　例外給付の対象となる要件

　　次の（１）～（３）のいずれかに該当するもの。（３）については、軽度者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の例外給付の確認届出書を提出し、津山市から承認を受けたもののみ例外給付の対象となります。

（１）直近の認定調査結果により別紙１の状態像が確認できる場合⇒届出は不要

（２）対象外種目のア（二）及び、オ（三）について、主治医等からの情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、貸与が必要と判断された場合⇒届出は不要

（３）上記にかかわらず、次のⅰ～ⅲまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを行い、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認届出書の提出により貸与可能と判断された場合⇒届出が必要

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
| ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者 ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態像になることが確実に見込まれる者 ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者  |

 |

２　例外給付を算定するための要件

（１）直近の認定調査結果により別紙１の状態像が確認できる場合における算定要件

　　○保険給付の対象としない種目について介護報酬を算定するには、その根拠となる記録が必要となるので、**認定調査の結果等**をサービス記録と合わせて保管しておくことが必要です。

（２）対象外種目のア（二）及び、オ（三）について、主治医等からの情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、貸与が必要と判断された場合における算定要件

　　○保険給付の対象としない種目について介護報酬を算定するには、その根拠となる記録が必要とな　　るので、ケアマネジメント記録等をサービス記録と合わせて保管しておくことが必要です。

（３）前項のⅰ～ⅲまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを行い、確認依頼書の提出により貸与可能と判断された場合における算定要件

　　○利用を開始する前に「軽度者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の例外給付の確認届出書」を提出して承認を得られたものが、福祉用具貸与費の算定可能となります。

　　○保険給付の対象としない種目について介護報酬を算定するには、その根拠となる記録が必要とな　　　るので、医師の所見、ケアマネジメント記録等をサービス記録と合わせて保管しておくことが必要です。

３　留意事項

（１）更新、変更時には見直しを行い、要件（３）についてはその都度届出が必要になります。

（２）算定根拠となる判断結果の記録・保存については、次の書類を利用終了後、５年保存としてください。

①給付貸与の必要性を判断した、サービス担当者会議録等及び関係書類

②居宅サービス計画への記録

③居宅サービス計画の見直す頻度は、必要に応じて随時（担当者会議を開くごと等）。

（３）サービス担当者会議等における取扱いについては、次のとおりです。

①主治医からの情報を取得する。

②「適切な助言が可能な者」とは、対象者が利用している事業所のヘルパー、通院している医療機関の理学療法士など、日常生活の状態像を客観的に判断できる者を示す。有資格者であることは求めない。

③サービス担当者会議等に想定される出席者は、主治医、リハビリ担当者、ヘルパー等・サービス担当事業者(福祉用具専門相談員等)、被保険者・家族などである。状況や必要に応じて判断する情報が得られればよい。

④判断材料となる情報は、出席者の会議による記録、電話による記録、FAX等による記録などの方法も考えられるが、各関係者がどのように判断したかを書面により記録し、必ず保存すること。

（４）車いすについては、次の事項について確認が必要となります。

別紙１ア．被保険者の心身状況(移動能力)を示す情報

杖や歩行器を使用したときの状況の検証、路面状況に対する歩行能力や車いす利用時の操作能力。

【別紙１】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象外種目  | 厚生労働大臣が定める者のイ  | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果  |
| ア 車いす及び車いす 付属品  | 次のいずれかに該当する者 （一）日常的に歩行が困難な者 （二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者  | 基本調査１－７ 「3.できない」 ※  |
| イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品  | 次のいずれかに該当する者 （一）日常的に起き上がりが困難な者 （二）日常的に寝返りが困難な者  | 基本調査１－４ 「3.できない」 基本調査１－３ 「3.できない」  |
| ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器  | 日常的に寝返りが困難な者  | 基本調査１－３ 「3.できない」  |
| エ 認知症老人徘徊 感知機器  | 次のいずれにも該当する者 （一）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 （二）移動において全介助を必要としない者  | 基本調査３－１ 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査３－２～基本調査３－７のいずれか「2.できない」 又は 基本調査３－８～基本調査４－１５のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査２－２ 「4.全介助」以外  |
| オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）  | 次のいずれかに該当する者 （一）日常的に立ち上がりが困難な者 （二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 （三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者  | 基本調査１－８ 「3.できない」 基本調査２－１ 「3.一部介助」又は「4.全介助」 ※  |
| カ 自動排泄処理装置  | 次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者  | 基本調査２－６ 「４．全介助」 基本調査２－１ 「４．全介助」  |